

〔沿革〕	平成17年4月例規（交安）第27号	平成18年6月例規（交安）第36号
	平成21年5月例規（警）第23号	平成22年3月例規（警）第12号
	平成24年7月例規（交総）第27号	平成27年3月例規（交総）第15号
	平成28年5月例規（監）第22号	

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成14年8月6日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

自動車運転代行業関係事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）の施行に伴い、自動車運転代行業の申請等事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 自動車運転代行業の認定

1 認定申請書の受理及び認定審査

- (1) 署長は、自動車運転代行業の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）から認定申請があったときには、次により措置するものとする。
 - ア 申請書の記載漏れ、申請等に関する添付書類一覧表（別表第1。以下「一覧表」という。）に掲げる書類の添付の有無等形式要件について確認すること。
 - イ 自動車運転代行業事務処理簿（別記様式第1号。以下「処理簿」という。）に所定事項を記載し、交通部交通総務課長（以下「交通総務課長」という。）に連絡の上、受理番号を受け、処理簿に記載すること。
- (2) 交通総務課長は、前記(1)イの連絡を受けたときは、自動車運転代行業受理・認定簿（別記様式第2号。以下「受理・認定簿」という。）に所定事項を記載し、受理番号を通知するものとする。
- (3) 署長は、法第3条各号の欠格要件該当の有無を調査し、身上調査表（別記様式第3号。以下「調査表」という。）を作成するものとする。
- (4) 署長は、法第3条各号の調査が終了した後速やかに、自動車運転代行業申請・届出等受理調査報告書（別記様式第4号。以下「調査報告書」という。）に調査表及び認定申請書等の写しを添付し、交通総務課長を経由して本部長に上申するものとする。
- (5) 交通総務課長は、前記(4)の上申があったときには、次により措置するものとする。
 - ア 千葉県知事（以下「知事」という。）に対し、認定に関する協議書（別記様式第5号）により協議すること。
 - イ 公安委員会が認定することとしたときには、直ちに認定申請者にその旨を通知し、受理・認定簿から認定番号を付し、認定証を署長に送付すること。
 - ウ 公安委員会が認定を拒否することとしたときには、直ちに認定申請者にその旨を通知し、認定に関する通知書（別記様式第6号）を署長に送付すること。
- (6) 交通総務課長は、上申書類について審査し、自動車運転代行業の申請に係る認定について（別記様式第7号）により、公安委員会に進達するものとする。
- (7) 署長は、認定証を交付したときは、交付日を交通総務課長を経由し本部長に報告するものとする。

また、認定に関する通知書を交付したときは、受領書（別記様式第8号）を徴し、交通総務課長を経由し、本部長に報告するものとする。

(8) 交通総務課長及び署長は、自動車運転代行業認定台帳（別記様式第9号。以下「認定台帳」という。）に所定事項を記載し、保存するものとする。

2 再交付申請書の受理等

(1) 署長は、認定証の再交付を受けようとする者（以下「再交付申請者」という。）から申請があったときには、交通総務課長に連絡の上、受理番号を受け、処理簿に記載するとともに、その写しを交通総務課長を経由し、本部長に上申するものとする。

(2) 交通総務課長は、再交付申請書を確認し、認定事項と相違ない場合、認定証を作成し、署長に送付するものとする。

(3) 署長は、認定証を速やかに当該再交付申請者に交付するとともに、認定台帳に所定事項を記載した後、交付日を交通総務課長を経由し、本部長に報告するものとする。

3 変更届出書の受理等

(1) 署長は、変更の届出があったときには、次により措置するものとする。

ア 申請者から変更届出書及び添付書類を提出させ、記載内容について審査し、受理すること。

イ 変更事項が認定証の記載事項に該当するかどうかを確認の上、該当する場合には認定証を併せて提出させること。

ウ 自動車運転代行業者が、公安委員会の管轄を異にして主たる営業所を変更したときは、変更後の主たる営業所の所在地を確認の上、受理すること。

エ 交通総務課長に連絡の上、受理番号を受け、処理簿に記載、調査報告書及び申請書類等の写しとともに交通総務課長を経由し、本部長に上申する。

(2) 交通総務課長は、調査報告書を審査の上、認定台帳に所定事項を記載した後、知事に変更届出事項を変更届出に関する通知書（別記様式第10号）により通知し、認定証の書換えを要する場合は、認定証を署長に送付するものとする。また、公安委員会の管轄を異にした主たる営業所の変更については、変更前の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に通知し、通知した公安委員会から指導監督に必要な書類等の送付を受けること。

(3) 署長は、認定証を申請者に交付するとともに、認定台帳に所定事項を記載し、交付日を交通総務課長を経由し、本部長に報告するものとする。

4 認定証の返納等の受理

(1) 署長は、認定証の返納をしようとする者から認定証の提出を受けたときは、返納理由を確認の上、認定証返納書（別記様式第11号）を提出させ、交通総務課長から受理番号を受けるものとする。

(2) 返納された認定証及び認定証返納書については、交通総務課長に送付するものとする。ただし、認定証の再交付を受けた者については、発見し又は回復した認定証を提出させること。

(3) 交通総務課長は、返納に係る認定証の送付を受けたときは、知事に認定証の返納に関する通知書（別記様式第12号）により通知し、これを保管するものとする。

第3 報告及び立入検査

1 報告の徴収及び立入検査の実施

(1) 報告の徴収及び立入検査は、法の目的の範囲内で必要最小限度で行わなければならないものであり、捜査目的や法の施行に無関係な他の行政目的のため報告の徴収及び立入検査は行うことができないことに留意すること。また、報告又は資料の提出で目的が達成できる場合は、立入検査を実施しないこと。

(2) 自動車運転代行業の正当な業務の自由を害することのないようにすること。

(3) 自動車運転代行業の業務に直接必要のない事項まで立ち入らないようにすること。

(4) 立入検査で知り得た業務及び個人に関する事項については、保秘を徹底すること。

(5) 立入検査を実施する場合は、千葉県知事部局と緊密な連携を図り、原則として共同で実施すること。

2 検査事項

署長は、次に掲げる事項について検査するものとする。

(1) 自動車運転代行業の業務

(2) 自動車運転代行業務従事者名簿に基づき、欠格事由該当者の有無

(3) 自動車運転代行業務従事者採用時の身元確認方法の適否

- (4) 法定書類の備付け状況
- (5) 届出事項の適否
- (6) その他適正な自動車運転代行業務の運営に必要と認められる事項

3 立入検査の実施結果報告書

- (1) 署長は、立入検査を実施した時は、立入検査実施報告書（別記様式第13号）を作成し、交通総務課長を経由して本部長に報告するものとする。
- (2) 交通総務課長は、臨時立入検査を実施したときは、前記の実施結果報告書を作成し、本部長に報告するものとする。この場合、営業所を管轄する署長に実施結果報告書の写しを送付するものとする。

4 身分証明書

- (1) 立入検査を実施する職員は、身分証明書（別記様式第14号）を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- (2) 所属長は、立入実施者を指定し、又は異動等によりその指定を解除したときは、その都度身分証明書を交付し、又は返納させ、身分証明書交付簿（別記様式第15号）に記載するものとする。
- (3) 交付された身分証明書は、警察手帳に準じて取扱い、紛失して悪用されることのないよう事故防止に細心の注意を払うこと。

第4 手数料の徴収

手数料は、使用料及び手数料条例（昭和31年千葉県条例第6号）別表第1の規定により、次のとおり徴収するものとし、千葉県収入証紙規則（昭和33年千葉県規則第12号）に基づき千葉県収入証紙により納付させ、確実に消印するものとする。

手数料の種別	徴収時期
自動車運転代行業の認定手数料	申請時
自動車運転代行業の認定証再交付手数料	申請時
自動車運転代行業の認定証書換え手数料	申請時

第5 行政処分

1 行政処分の上申

- (1) 署長は、自動車運転代行業者が法第7条第1項（認定の取消し）、第23条第1項（営業の停止）及び第24条第1項（営業の廃止）の規定に該当し、行政処分の必要を認めるときは、自動車運転代行業者に対する行政処分上申書（甲）（別記様式第16号）に疎明資料を添えて交通総務課長を経由し、本部長に上申するものとする。
- (2) 交通総務課長は、前記(1)の上申があったときには、次により措置するものとする。

ア 認定の取消し

- (ア) 聴聞の結果、処分事由が相当と認められるときは、行政処分上申書（乙）（別記様式第17号）により公安委員会に上申すること。
- (イ) 知事に対し、認定取消しに関する協議書（別記様式第18号）により協議して同意を得た後、署長を通じて、認定取消処分通知書（別記様式第19号）を被処分者に交付し、被処分者から受領書を徴すること。

イ 営業の停止、営業の廃止

- (ア) 弁明の機会の付与手続後、処分事由が相当と認められるときは、行政処分上申書（乙）により公安委員会に上申すること。
- (イ) 知事に対し、営業停止命令に関する協議書（別記様式第20号）又は営業廃止命令に関する協議書（別記様式第21号）により協議して同意を得た後、署長を通じて、営業停止命令書（別記様式第22号）又は営業廃止命令書（別記様式第23号）を被処分者に交付し、被処分者から受領書を徴すること。

- (3) 署長は、法第22条第1項（指示）の規定に該当し、処分の必要を認めるときは、行政処分上申書（甲）に疎明資料を添えて交通総務課長を経由し、本部長に上申するものとする。
- (4) 交通総務課長は、前記(3)の上申があったときには、次により措置するものとする。

ア 弁明の機会の付与手続後、処分事由が相当と認められるときは、本部長に上申すること。
 イ 署長を通じて、指示書（別記様式第24号）を被処分者に交付し、被処分者から受領書を徴すること。

ウ 知事に対し、指示に関する通知書（別記様式第25号）により指示した旨を通知すること。

(5) 署長は、法第22条第1項の規定に該当し、別表第2に掲げる行為が行われた場合において、指示処分に至らないときは、注意上申書（別記様式第26号）に疎明資料を添えて交通総務課長を経由し、本部長に上申するものとする。

(6) 交通総務課長は、前記(5)の上申があったときには、次により措置するものとする。

ア 注意事由が相当と認められるときは、署長を通じて、注意書（別記様式第27号）を被処分者に交付し、被処分者から受領書を徴すること。

イ 知事に対し、注意に関する通知書（別記様式第28号）により注意した旨を通知すること。

別表第1（第2の1の(1)）

申請に関する添付書類一覧		
1 認定申請関係		
申請者関係	個人の場合	法人の場合
	ア 戸籍謄本又は抄本（外国人にあっては、住民票の写し） イ 認定を受けようとする者を成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書 ウ 未成年者は、未成年者登記簿の謄本 エ 成年と同一の能力のない未成年者は相続に関する書類 オ 代行運行により生じた損害を賠償する措置が国土交通省令の基準に適合していることを証する書類	ア 法人の登記簿の謄本 イ 定款又はこれに代わる書類 ウ 役員の氏名、住所を記載した名簿 エ 役員の戸籍の謄本又は抄本（外国人にあっては、住民票の写し） オ 役員についてこれを成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書 カ 代行運行により生じた損害を賠償する措置が国土交通省令の基準に適合していることを証する書類
安全運転管理者等	ア 安全運転管理者を選任していることを証する書類 (ア) 住民票の写し (イ) 自動車の運転の管理に関する経歴を記載した書面又は安全運転管理者等資格認定証の写し (ウ) 運転記録証明書 イ 副安全運転管理者が必要な場合（10台以上） (ア) 住民票の写し (イ) 自動車の運転の管理に関する経歴を記載した書面又は安全運転管理者等資格認定証の写し (ウ) 運転記録証明書	ア 安全運転管理者を選任していることを証する書類 (ア) 住民票の写し (イ) 自動車の運転の管理に関する経歴を記載した書面又は安全運転管理者等資格認定証の写し (ウ) 運転記録証明書 イ 副安全運転管理者が必要な場合（10台以上） (ア) 住民票の写し (イ) 自動車の運転の管理に関する経歴を記載した書面又は安全運転管理者等資格認定証の写し (ウ) 運転記録証明書
2 変更届		
変更の届出を要する事項	個人の場合	法人の場合
営業者の氏名、名称、住所、法人の代表者氏名	認定申請のア	認定申請のア
主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地		認定申請のア
代行運行により生じた損害を賠償する措置	国土交通省で定める書類	
安全運転管理者等の氏名及び住所	安全運転管理者申請のア(ア)、(イ)	
法人の役員が新たに就任した場合		認定申請のオ

役員が再任又は退任		認定申請のア
役員の名義に変更があった場合		認定申請のア、エ

別表第2（第5の1の(5)）

行為	備考
○ 法第5条第1項の規定に違反する行為	○ 申請書等虚偽記載
○ 法第6条の規定に違反する行為	○ 認定証掲示義務違反
○ 法第8条第1項の規定に違反する行為	○ 変更届出義務違反
○ 法第9条第1項の規定に違反する行為	○ 認定証返納義務違反
○ 法第14条第2項の規定に違反する行為	○ 運転代行業務従事制限違反
○ 法第16条の規定に違反する行為	○ 代行運転自動車標識表示義務違反
○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第1項の規定に違反する行為	○ 安全運転管理者未選任
○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第2項の規定に違反する行為	○ 安全運転管理者業務不履行
○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第4項の規定に違反する行為	○ 副安全運転管理者未選任
○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第7項の規定に違反する行為	○ 権限付与義務違反
○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第8項の規定に違反する行為	○ 安全運転管理者講習受講義務違反
○ 法第20条第1項の規定に違反する行為	○ 帳簿等備え付け義務違反
○ 法第21条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為	○ 立入検査拒否等
○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第7号に掲げる行為	○ 駐停車違反

【以下、別記様式省略】